

次期「消費者基本計画」に対する意見を提出

消費者庁は、現行の消費者基本計画が平成 26 年度末で対象期間の 5 年を終了することから、平成 27 年度以降の次期計画を策定するため素案を作成し、国民の意見を募集したので、東京都生協連は 2 月 16 日に下記の意見を提出しました。

平成 27 年 2 月 16 日

消費者庁消費者政策課

東京都生活協同組合連合会

次期「消費者基本計画」に対する意見

対象箇所	意見
全体	消費者政策は消費生活に密接に関わるものであることを考えますと、今回の次期基本計画の改定プロセスにおいて国民や消費者団体が意見表明できる機会はほぼ 3 週間のパブコメに限られていました。最低 1 か月の期間を必要と考えます。
全体	施策毎に K P I（重要業績評価指標）が設定されていますが、工程表の実施スケジュールでは 5 年間同じ取組をするような項目が多いと感じました。K P I を設定したものの、5 年後の到達目標が明確になっていないことがこのような工程表になったのではないのでしょうか。再度の検討をすべきと考えます。
第 2 章 2 最終段落	「・・・早期発見に努めることが重要となっている。」に続けて、「このような状況から、地域での高齢者等の見守りネットワークの構築が急がれる」と加筆することが必要と考えます。
第 3 章 2 (1) 5 段落目及び工程表	「消費者政策を全体として（中略）との連携が重要である」とありますが、具体的な施策を行程表に書きこむべきと考えます。
第 4 章 3 (5) 1 段落目及び工程表	「食品に対する消費者の信頼（中略）新たな消費者のニーズを踏まえた J A S 規格等を検討し、制度化を図る」とありますが、「新たな消費者のニーズ」の内容が不明です。誰にでも理解できる説明を求めます。
第 4 章 5 (1) 及び工程表	「消費者裁判手続特例法の施行に向けて、消費者団体訴訟制度の周知・広報を進める」とありますが、この制度の主旨を考えるならば消費者教育においても制度の周知を図るべきと考えます。
第 4 章 5 (2) 3 段落目及び工程表	「インターネットは、（中略）18 歳未満の青少年に浸透している」とありますが、インターネットは高齢者も含む広い世代に普及しています。高度情報通信社会の進展という項目で記載するのであれば、18 歳未満の青少年ばかりでなく広い世代の消費者利益の擁護・増進として取り組むべき課題と考えます。
第 4 章 1 (4) 5 段落目と 6 段落目及び工程表	5 段落目で H A C C P と様々な制度と取組、6 段落目でコンプライアンスと食品衛生関係事犯が述べられておりますが、昨今の食品事故や食材偽装食品問題を考慮し、段落を逆にすべきです。また、H A C C P は万能ではなく導入できる企業も限られていることを考えるならば「様々な制度と取組」の記述の充実を望みます。
第 4 章 6 (2) 及び工程表	「消費者行政ホットライン」の 3 桁化の実施により消費者相談が、質的には複雑化し、量的にも大幅な増大が予想されます。しかしながら、「消費者行政及びこれに携わる者の資質向上を図る」としか記述されていません。量的な側面の充実も求めます。
第 5 章 2	高齢化、高度情報化、グローバル化の進展など消費生活を取り巻く変化は大きなものがあります。次期期間中の平成 31 年までの変化も大きなものになると予想されます。毎年度の検証・評価・見直しが述べられておりますが、形だけのものとせず、国民の参加と機動性をもって充実させる方向でそのプロセスを書き込むべきです。